

生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画の認定について

鎌ケ谷市では、平成30年6月6日付けで施行された「生産性向上特別措置法」に基づき、市内中小企業等の生産性向上のため、「導入促進基本計画」を策定し、平成30年6月6日付けをもって国（経済産業省関東経済産業局長）の同意を得ました。市内中小企業等において、一定の要件を満たす設備（償却資産）に係る「先端設備等導入計画」を策定し申請することで、市から計画の認定を受けることができます。認定を受けた場合、地方税法に基づき一定の要件を満たすものは、当該固定資産税の課税標準を3年間ゼロといたします。

1 制度の概要

(1) 「先端設備等導入計画」の概要

・「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」において措置されたもので、中小企業等が設備投資を通じて、労働生産性の向上を図るための計画です。

・「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者は、国の補助金（「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」など）において、審査時の加点による優先採択などの支援があります。

(2) 認定を受けられる中小企業等の規模

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義		
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万千以下	200人以下

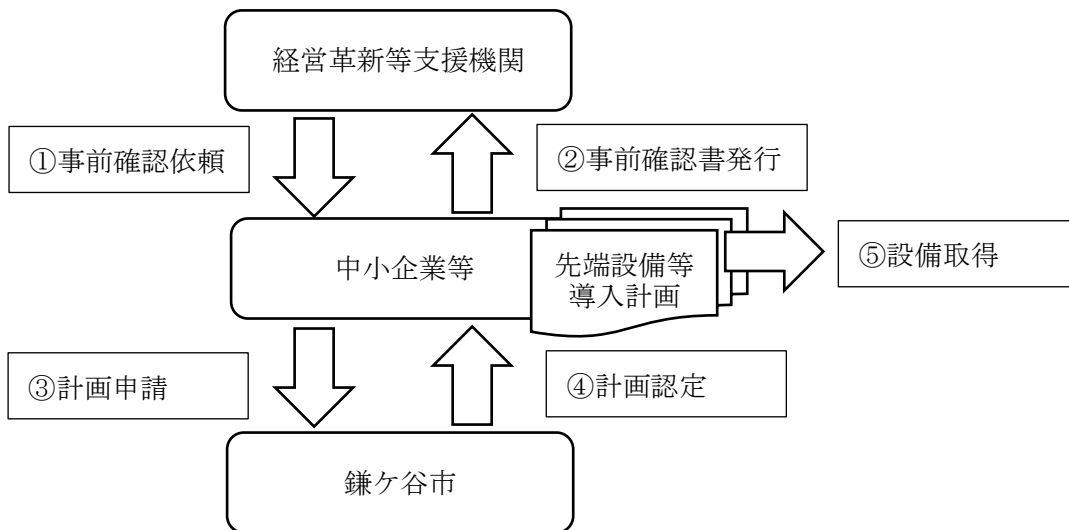
(3) 先端設備等導入計画の内容

中小企業等が、導入促進基本計画の計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の策定する「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けることができます。

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が年平均3%以上向上すること

	<p>(直近の事業年度末)</p> <p>○労働生産性</p> <p><u>(営業利益+人件費+減価償却費)</u></p> <p>労働投入額</p> <p>(労働投入額：労働者又は労働者数×1人当たり年間就業時間)</p>
先端設備等の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備</p> <p>【減価償却資産の種類】</p> <p>機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア</p>
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、金融機関、会計事務所等）において事前確認を行った計画であること

(4) 先端設備等導入計画認定までの流れ



【注意】 先端設備等については、「先端設備導入計画」の認定後に購入するものとします。

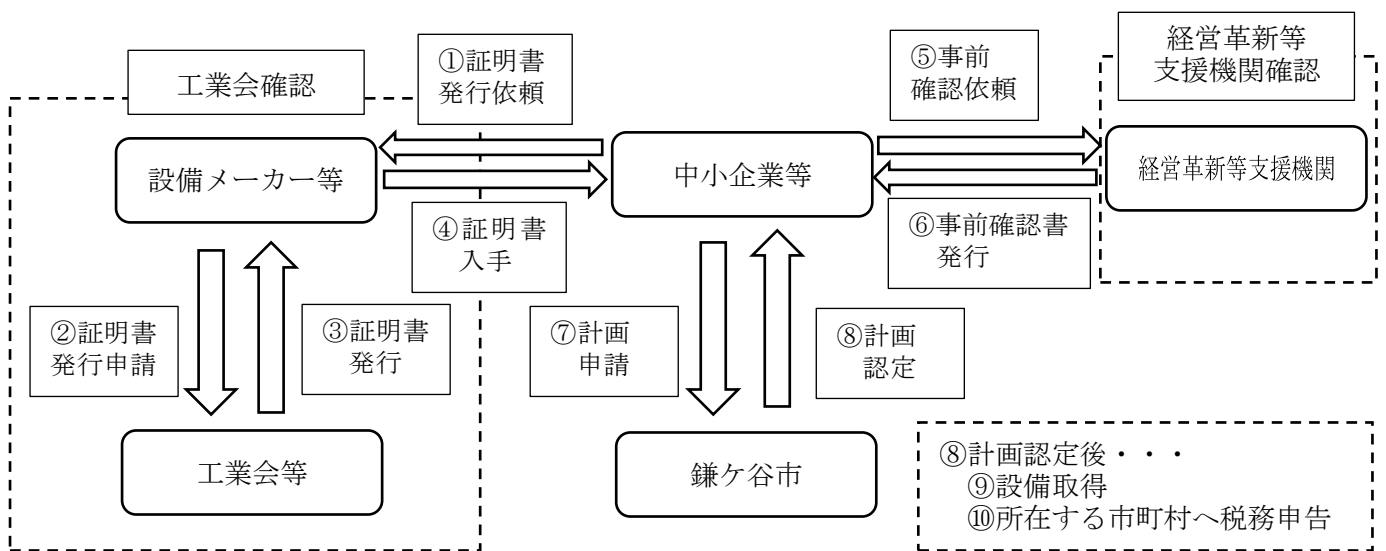
(5) 固定資産税特例について

地方税法に基づき、以下の要件を満たして「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合、固定資産税（償却資産）の特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入基本計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

	【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（家屋一体で効用を果たすものを除く）（60万円以上／14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと 鎌ヶ谷市の「導入促進基本計画」に適合すること
特例措置	固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減

(6) 固定資産税特例までの流れ



2 鎌ヶ谷市が策定した「導入促進基本計画」について

- ・導入促進基本計画（別添6）

3 市内中小企業等が策定する「先端設備等導入計画」の認定について

(1) 申請に必要なとなる書類

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書【様式第三（第4条関係）】（別添1）
- ②先端設備等導入計画に関する確認書（別添2）
- ③工業会の証明書
※導入した先端設備等に係る固定資産税を減免する場合
- ④先端設備等に係る誓約書【様式第四（第4条関係）】（別添3）
※工業会の証明書が無い場合
- ⑤直近の市税納税証明書
- ⑥直近の決算書類（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）

⑦履歴事項全部証明書

⑧先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書【様式第五（第5条関係）】（別添4）

※計画を変更する場合

⑨変更後の先端設備等に係る誓約書【様式第六（第5条関係）】（別添5）

※計画を変更する場合

(2) 申請期間

平成30年6月6日から3年間

4 先端設備等導入計画の認定で審査時加点等の対象となる補助金

- ・ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業（ものづくり・サービス補助金）
- ・小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）
- ・戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン補助金）
- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT補助金）